

四	三	二	一	○
發行方法	用振替法の適	の法律項及びそ	の法發行及び根拠記	平成令第三十号
				國債の發行等告示第
				二十六年十二月第一
				月十日より告示する省令
				二月十六日
				第五条第十一項の規定による。したがつて利付國債の
				昭和五十七年大藏

のし定あ争争う札価振の以律社び法会一るた運十財十利
 決、めつ入入。[。]へ格替適下^(平成十三年法律第七十五号)
 定価らて札札に以を機用「振替法」
 を格れれた価同行[。]と發よる「争は受け
 受け競争利入率競にと行格付本の
 各札争行い競し銀もとの
 申に込おのにる、「札わすし。[。]」
 のて利お入価値「れる、の
 応募率い札格格とる。[。]そ規
 募入とてで競競い入の定

債第律計号法め営四政五付
 、六第に[。]律のに号法回^{(昭和二十一年)。}
 株十二関第へ公必^{(昭和二十一年)。}
 式二十す二平債要第^{(昭和二十一年)。}
 等条三る条成のな四和^{(昭和二十一年)。}
 の第号法第二發財条二
 振一[。]律一十行源第十二
 替項第一[。]項四のの一年^{(昭和二十一年)。}
 に四平並年特確項^{(昭和二十一年)。}
 関十成び法例保及法律^{(昭和二十一年)。}
 す七十に特律にをび法律^{(昭和二十一年)。}
 条九特第百^{(昭和二十一年)。}
 及年別百^{(昭和二十一年)。}
 關す^{(昭和二十一年)。}
 法及年別百^{(昭和二十一年)。}

○
 平成令第三十号
 國債の發行等告示第
 二十六年十二月第一
 月十日より告示する省令
 二月十六日
 第五条第十一項の規定による。したがつて利付國債の
 昭和五十七年大藏

財務大臣 麻生太郎

五

ハロイ
方募

・別債行争非者特国札非
第参市及入価・別債発競
II加場び札格第参市行争
非者特国発競I加場入行争の

込募各割各当も各
み限國り申ての申
の度債當込るか込
応額市てみ。らみ
募の場るのその
額範特。応のう
を囲別募応ち
割内参額募応
りに加を額募
当お者案を価
ていご分順格
るてとに次の
。各のによ割高
申応りりい

争市る参てしひ価一を場で競競とて価
入場も加、た価格国定特あ争争す得格
札特の者財後格競債め別つ入るらを
発別にご務に競争市る参て札札もれ募
行参よと大行入札特の者財同行に価額
一加るに臣わ札發別にご務時一よ格に
と者発応がれの行参よと大にとるをよ
い・行募各るう第へ限國入募一加るに臣行い發そり
。II以度債札のい・行募各れ。(以發重
非下額市札のい・行募各れ。(以發重
価一を場で決う第へ限國る、
格国定特あ定。I以度債入価一価均
競債め別つを及非下額市札格非格し

六

イ

發

行 争 非 者 特 国	札 非	入 價	入 價
入 價 ・ 別 債	發 競	札 格	行 札 格
札 格 第 参 市	行 争	發 競	發 競
發 競 I 加 場	入	行 争	額 行 争

三國条特億国条特億はづ法五つ定計億はづるた運九つ定う億額
百債の別六債の別二、き第百いにに九、き法め營億いにち円面
四に規会百に規会百額發六三て基関千額發律のに九て基、金
億つ定計万つ定計九面行十はづす九面行第公必千はづ財
円いにに円いにに十金し二八、きる百金し二債要三、き政
て基關て基關万額た条億額發法三額た条のな百額發法
、づす、づす円で利第四面行律十で利第發財二面行第
額きる額きる三付一百金し第五九付一行源十金し四
面發法面發法千国項五額た四万千国項のの五額た条
金行律金行律五債の十で利十円二債の特確万で利第
額し第額し第百に規万一付七、百に規例保円二付一
でた四でた四九つ定円兆国条特八つ定にを、百国項
二利十十利十十いに、三債の別十いに關國財四債の
千付七三付七九て基同千に規会九て基する政十に規

イ 一	十 十	九 八	二	ハ ロ イ	七	二
發		振額最			払	
入価發	替	低行争非者特國行争非者特國札非入価込			行争非者特國	
札格行行	額	入価・別債	入価・別債發競札格金		入価・別債	
發競価	面	札格第參市	札格第參市行争發競金		札格第參市	
行争格日	位	發競II加場	發競I加場	入行争額	發競II加場	
厘額	平す額の振	五	八八	千二十十二	二国条特	
以面	成るの記替	万	千百	円千円三七兆	十債の別	
上金	二。整載法	円	円二	三億万六	四に規会	
の額	十数又の		四十	百六五千	億つ定計	
そ百	五倍は規		四	四百千六	円いにに	
れ円	年年の記定		億	億三円百	て基関	
ぞに	十金録に		二	六十十八	、づす	
れつ	二額はよ		千	千五十四	額きる	
のき	月に、る		二	二万四	面発法	
応百	十よ最振		百	二百二億	金行律	
募円	六る低替		二	二千千	額し第	
価二	日も額口		十	十六九	でた四	
格錢	の面座		四	万百百	八利十	
五	と金簿		万	七八二六	百付七	

十
十

三
二

口

の経利入価・別債行争非者特国札非
払過札格第参市及入価・別債発競
込利発競Ⅱ加場び札格第参市行争
み子率行争非者特国發競I加場、入

(二)

よるがをじ額よに座も係
り場非発たにりつにのる
算合居行金百算い記と所
出に住時額分出て載し得
しは者にへのしは又て税
た、又おた二た、は振が
金前はいだ十金前記替源
額記外てし・額記録口泉
に(一)国取、三か(一)さ座徵そ
当の法得当一らのれ簿収の
該算人す該五當算る中さ利
非式でる國を該式ものれ子
居にあ者債乗金にのるに

(一)年

厘額
面金額
百円につき
百円二
銭七
む十式は○
も号に、募。
のによ払入一
と規り込決パ
す定算金定一
るす出額のセ
。るしに通ン
期た加知ト
日金えを
に額、受
払を次け
い第のた
込二算者

額面金額の総額×
 $\frac{0.1}{100} \times \frac{1}{365}$

二十九八七六
 十九八七六
 払者入払元償償
 込札場利還還
 期參所金金期
 日加支額限子以
 平財日額平るい日毎
 成務本面成利てを年
 二十大臣銀金二子、支六
 行額十をそ払月
 五年から百七支の期十
 円年払日と五
 十二通知に十う以し日
 つ二。前、及
 月をき月六各び
 受け百十月支十
 円五間払二
 日た日にお期月
 者屬に十
 すお五

規下は期た期平
 定、が金と成額
 す次そ銀額し、
 $\frac{\text{額面金額} \times 0.1}{100 \times 1/2}$
 る号の行を、
 期及翌休支次
 日び営業払の
 に第業日う算式
 つ十日。にう式
 い六ににたに十
 て号支當日。に
 同に払たしり
 じおうる、算を
 。いへと支出支
 。て以き払し払

初期利子
 住者又は外國法人が適用を受ける所得稅の稅率を乘じた金
)を控除することができる。